

放 課 後 等 対 策 事 業 実 施 要 綱

制定 平成25年4月1日 区長決定 要綱第99号

改正 平成27年4月1日 部長決定 要綱第481号

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行う放課後等対策事業について必要な事項を定め、放課後等の児童の活動を豊かにするとともに学力、体力および個性の伸長を図り、もって児童の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後等対策事業」とは、品川区立小学校において放課後および学校休業日に行う事業ならびに放課後児童健全育成事業をいう。

- 2 前項でいう放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項で規定する事業で、適切な遊びおよび生活の場を与えて、もしくは指定して実施する事業をいう。

(名称および実施校)

第3条 放課後等対策事業の名称は、すまいるスクールとする。

- 2 すまいるスクールは、次のとおりとする。

	名 称	開 設 場 所
1	すまいるスクール品川学園	品川区北品川三丁目9番30号小中一貫校品川学園内
2	すまいるスクール城南	品川区南品川二丁目8番21号城南小学校内
3	すまいるスクール浅間台	品川区南品川六丁目8番8号浅間台小学校内
4	すまいるスクール三木	品川区西品川三丁目16番28号三木小学校内
5	すまいるスクール御殿山	品川区北品川五丁目2番6号御殿山小学校内
6	すまいるスクール城南第二	品川区東品川三丁目4番5号城南第二小学校内
7	すまいるスクール第一日野	品川区西五反田六丁目5番32号第一日野小学校内
8	すまいるスクール日野学園	品川区東五反田二丁目11番1号小中一貫校日野学園内
9	すまいるスクール芳水	品川区大崎三丁目12番22号芳水小学校内
10	すまいるスクール第三日野	品川区上大崎一丁目19番19号第三日野小学校内
11	すまいるスクール第四日野	品川区西五反田四丁目29番9号第四日野小学校内
12	すまいるスクール大井第一	品川区大井六丁目1番32号大井第一小学校内
13	すまいるスクール鮫浜	品川区東大井二丁目10番14号鮫浜小学校内
14	すまいるスクール山中	品川区大井三丁目7番19号山中小学校内
15	すまいるスクール伊藤学園	品川区大井五丁目1番37号小中一貫校伊藤学園内
16	すまいるスクール立会	品川区東大井四丁目15番9号立会小学校内
17	すまいるスクール浜川	品川区南大井四丁目3番27号浜川小学校内
18	すまいるスクール伊藤	品川区西大井五丁目6番8号伊藤小学校内

19	すまいるスクール鈴ヶ森	品川区南大井四丁目16番2号鈴ヶ森小学校内
20	すまいるスクール台場	品川区東品川一丁目8番30号台場小学校内
21	すまいるスクール京陽	品川区平塚二丁目19番20号京陽小学校内
22	すまいるスクール延山	品川区西中延二丁目17番5号延山小学校内
23	すまいるスクール中延	品川区中延一丁目11番15号中延小学校内
24	すまいるスクール小山	品川区小山五丁目10番6号小山小学校内
25	すまいるスクール大原	品川区戸越六丁目17番3号大原小学校内
26	すまいるスクール宮前	品川区戸越四丁目5番10号宮前小学校内
27	すまいるスクール源氏前	品川区中延六丁目2番18号源氏前小学校内
28	すまいるスクール第二延山	品川区旗の台一丁目6番1号第二延山小学校内
29	すまいるスクール後地	品川区小山二丁目4番6号後地小学校内
30	すまいるスクール戸越	品川区豊町二丁目1番20号戸越小学校内
31	すまいるスクール旗台	品川区旗の台四丁目7番11号旗台小学校内
32	すまいるスクール上神明	品川区二葉四丁目4番10号上神明小学校内
33	すまいるスクール荏原平塚学園	品川区平塚三丁目16番26号荏原平塚学園内
34	すまいるスクール清水台	品川区旗の台一丁目11番17号清水台小学校内
35	すまいるスクール小山台	品川区小山台一丁目18番24号小山台小学校内
36	すまいるスクール八潮学園	品川区八潮五丁目11番2号小中一貫校八潮学園内
37	すまいるスクール豊葉の杜学園	品川区二葉一丁目3番40号小中一貫校豊葉の杜学園内

(対象児童)

第4条 放課後等対策事業に参加することのできる児童は、当該放課後等対策事業実施校に在籍する児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、放課後等対策事業実施校に在籍する児童以外の児童も対象とすることができる。

(登録)

第5条 放課後等対策事業に参加しようとする児童の保護者は、区長に利用登録の申込をしなければならない。

(実施時間および休業日)

第6条 放課後等対策事業の実施時間および休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

(1) 実施時間

- イ 学校開校日 下校時から午後6時まで
- ロ 学校休業日 午前9時から午後6時まで

(2) 休業日

イ 日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日(ロに掲げる日を除く。)

2 前項第2号の規定にかかわらず、区長が必要であると認めた場合は、休業することができるものとする。

(活動内容)

第7条 放課後等対策事業は、児童の自主的・自発的参加を基本とし、主に次の活動を行う。

(1) 児童の自主的な遊びなどの活動

(2) 学習活動

(3) 趣味的活動

(4) 放課後児童健全育成事業

(費用負担)

第8条 放課後等対策事業に参加しようとする児童の保護者は、参加費および保険料等に要する費用を負担しなければならない。

(その他)

第9条 放課後等対策事業の実施にあたっては、教育委員会事務局と連絡調整を図りながら行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。